

カスタムポリシーアップデート

(税関の重要政策と最新動向)

2018年3月



税関総署が一般貿易方式で輸出入される工業用ダイヤモンドの通関申告手続の調整に関する公告を公布 (公告[2018]21号)

税関総署は、2018年3月2日付で、企業側の業務運用上の便宜を図り、かつ中国国内のダイヤモンド市場の円滑で健全な発展を促すため、一般貿易方式により輸出入される工業用ダイヤモンドの通関申告手続を調整した。具体的には、企業が一般貿易方式により、関税コード(HSコード)71022100、71022900、71049011、71051020のダイヤモンドを輸出入する場合、取引所にある税關以外の税關でも通關申告手續が行えることに加え、関連税法に基づき関税及び輸入段階における增值税の徴収がポイントとなる。同公告は、公布日から施行する。

詳細はこちらの[リンク](#)をご参照ください。

税関総署が「中華人民共和国税関企業信用管理弁法」を公布(第237号令)

税関総署は、社会信用システムの構築を促進し、企業の輸出入信用管理制度を確立し、貿易取引の安全と便宜を図るため、2018年3月3日付けで「中華人民共和国税関企業信用管理弁法」(以下、「管理弁法」)を公布した。同弁法は2018年5月1日から施行される。また、同弁法の施行とともに、税關總署令第225号「中華人民共和国税關企業信用管理に関する暫行弁法」(以下、「暫行弁法」)は廃止する。

「管理弁法」は、「暫行弁法」をもとに若干更新された。具体的には、税關の情報収集範囲の拡大による企業信用状況の評価、企業の信用レベル別に適用される管理措置の更新、及び信用喪失企業の認定条件の更新、並びに情報異常企業名簿の作成である。同弁法は、多数の政府部門の「信義誠実に関する共同奨励及び信用喪失に関する共同懲戒」のメカニズムを鮮明に反映し、信用レベルの高い企業により多くの優遇享受を与え、信用喪失企業には懲戒措置を一層強化することで、異なった信用レベル間の管理措置上の差異を拡大した。

詳細はこちらの[リンク](#)をご参照ください。

KPMG中国は、2018年3月12日付の「チャイナ・タックス・アラート」において、当該管理弁法に対する紹介と分析を行った。詳細は、下記リンクをご参照ください。[【認証企業が税關の企業信用管理新弁法でより多くの恩恵を特典享受】](#)

税關總署、国家發展改革委員会が加工貿易における16品目の原単位の基準改正に関する公告を公布(公告[2018]22号)

税關總署及び国家發展改革委員会は共同して、2018年3月5日付けで「加工貿易における冷凍カレイ・ヒラメ製品の原単位基準」など16品目の原単位基準の改訂を公布し、2018年4月6日から施行する。また、同16品目の改正前の原単位基準は、同時に廃止する。

詳細はこちらの[リンク](#)をご参照ください。

税関総署が保税照合抹消リストの使用に関する公告を公布(公告[2018]23号)

税関総署は、2018年3月26日付で保税照合抹消リストに基づく加工貿易手帳のデータの照合抹消に関する管理改革を促進し、加工貿易と保税監督管理企業の品目番号データ管理間の連動を実現するため、保税照合抹消リストの起動を決定した。同公告は、保税照合抹消リストに関する事項について規定するとともに、保税照合抹消リストへの記入を規範化した。同公告は、2018年7月1日から施行する。また、同年7月1日以前にパイロットプログラムを展開する税関は、同公告に従い業務執行する。

詳細はこちらの[リンク](#)をご参照ください。

税関総署が自主申告・自主納税の適用範囲の拡大に関する公告を公布(公告[2018]24号)

税関総署は、2018年3月29日付で税収徵收管理方法の改革を促進するため、自主申告及び自主納税(以下「自主申告・納税」)の適用範囲を拡大することを決定した。同公告により、貿易優遇協定に基づく全ての輸入関税申告書に「自主申告・納税」方式を適用できる。同公告は、2018年4月10日から施行する。

詳細はこちらの[リンク](#)をご参照ください。

商務部が2018年下半期に一部のアンチダンピング関税措置及び相殺関税措置の適用期限到来に関する公告を公布(商務部公告[2018]30号)

商務部は、2018年3月15日付で2018年7月1日から12月31日までに適用期限が到来するアンチダンピング関税措置及び相殺関税措置を公布した。国内産業、又は国内産業を代表する自然人、法人或いは関連組織は、当該アンチダンピング関税措置及び相殺関税措置の期限が到来する60日前までに書面で商務部に期限到来による再審査申請書を提出することができる。

詳細はこちらの[リンク](#)をご参照ください。

地方税関政策の最新動向

拱北税関が「価格の事前査定に関する公告」及び「輸入貨物の原産地事前査定に関する公告」の廃止に関する公告を公布(拱北税関公告[2018]4号)

拱北税関は、「中華人民共和国税関事前裁定管理暫行弁法」(税関総署令第236号)及び「『中華人民共和国税関事前裁定管理暫行弁法』の関連事項の実施に関する税関総署の公告」(税関総署公告[2018]14号)に従い、同公告の公布日(即ち2018年3月2日)付で「価格の事前査定に関する公告」(拱北税関公告[2011]6号)、及び「輸入貨物の原産地事前査定に関する公告」(拱北税関公告[2013]3号)を廃止した。

詳細はこちらの[リンク](#)をご参照ください。

上海税関が減免税調整の関連事項に関する公告を公布(上海税関公告[2018]1号)

上海税関は、2018年3月6日付で4項目の減免税事項(上海市に所属する科学研究院による科学研究、科学技術開発及び教育用品の輸入、国家企業技術センターによる科学研究、科学技術開発及び教育用品等の輸入を含む)に関する管理規定を調整するための公告を公布した。また、当該事項は、科学革新センターに駐在する上海税関が集中的に管理・推進する。同公告は公布日から施行する。

詳細はこちらの[リンク](#)をご参照ください。

税関査察に協力可能な民間仲介機構の候補リストに関する湛江税関の通告

湛江税関は、民間仲介機構からの申請に基づき、「税関稽査条例」及び関連規定に従い、審査した結果、税関査察に協力可能な民間仲介機構の導入条件に適合する民間仲介機構 20 社(KPMG 華振会計師事務所(特殊普通合伙)広州事務所及び KPMG アドバイザリー中国広州事務所を含む)を候補リストに追加した。

詳細はこちらの[リンク](#)をご参照ください。

Contact us お問合せ先

Northern China 華北地域

Eric Zhou 周重山(関税ナショナルリーダー)
Partner パートナー

Email: ec.zhou@kpmg.com
Tel: [+86 \(10\) 8508 7610](tel:+86(10)85087610)

Lisa Li 李 輝(日本語可)
Director ディレクター

Email: lisa.h.li@kpmg.com
Tel: [+86 \(10\) 8508 7638](tel:+86(10)85087638)

Central and Eastern China 華中・華東地域

Naoko Hirasawa 平澤尚子
Partner パートナー
Email: naoko.hirasawa@kpmg.com
Tel: [+86 \(21\) 2212 3098](tel:+86(21)22123098)

Jie Xu 徐潔(日本語可)
Partner パートナー
Email: jie.xu@kpmg.com
Tel: [+86 \(21\) 2212 3678](tel:+86(21)22123678)

Sothern China 華南地域

Vivian Chen 陳蔚(日本語可)
Partner パートナー
Email: vivian.w.chen@kpmg.com
Tel: [+86 \(755\) 2547 1198](tel:+86(755)25471198)